

ii) 借入金の状況

中央卸売市場の借入金としては、（負債の部）固定負債に計上している企業債、他会計借入金、流動負債に計上している一時借入金、（資本の部）資本金に計上している借入資本金がある。

それぞれの平成 20 年度現在における借入先、使途、条件は以下のとおりである。

貸借対照表上の科目	平成 20 年度残高 (百万円)	借入先	使途	条件
企業債	4,110	証券発行債 銀行等引受債	資本費平準化	利率：1.2275%～2.23% 償還終期：30 年度または 39 年度
他会計借入金	164	一般会計	本場仲卸業者近代化事業貸付	利率：2.57% 償還終期：平成 27 年度
一時借入金	11,665	公債費会計	運転資金	利率：0.21%～0.79% 償還終期：なし
借入資本金	69,513	証券発行債 財務省借入金 地方公営企業等金融機関借入金 銀行等引受債	市場整備	利率：1.05%～7.1% 償還終期：平成 21 年度から平成 45 年度
借入金合計	85,452			

3. 外部環境

(1) 我が国の食環境及び卸売市場を取り巻く環境

① 食料消費量の動向

我が国における食料消費量の推移は、以下のとおりとなっている。

我が国の人囗は平成 16 年をピークに減少しているが、この人口減少を背景として、国民の食料消費量も減少傾向にある。品目別にみると、肉類及び果実では微増となっているものの、野菜及び魚介類は減少傾向にある。

■国民の食料消費量の推移(単位:千トン)



※ 国民の食料消費量は供給純食料。純食料とは、人間の消費に直接利用可能な食料の形態の数量を表している。

(出典：農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会 資料」)

■ 国民1人1年当たりの食料消費量の推移(単位:kg)



※ 国民1人1年当たりの食料消費量は、国民1人1年当たりの供給純食料。
 純食料とは、人間の消費に直接利用可能な食料の形態の数量を表している。

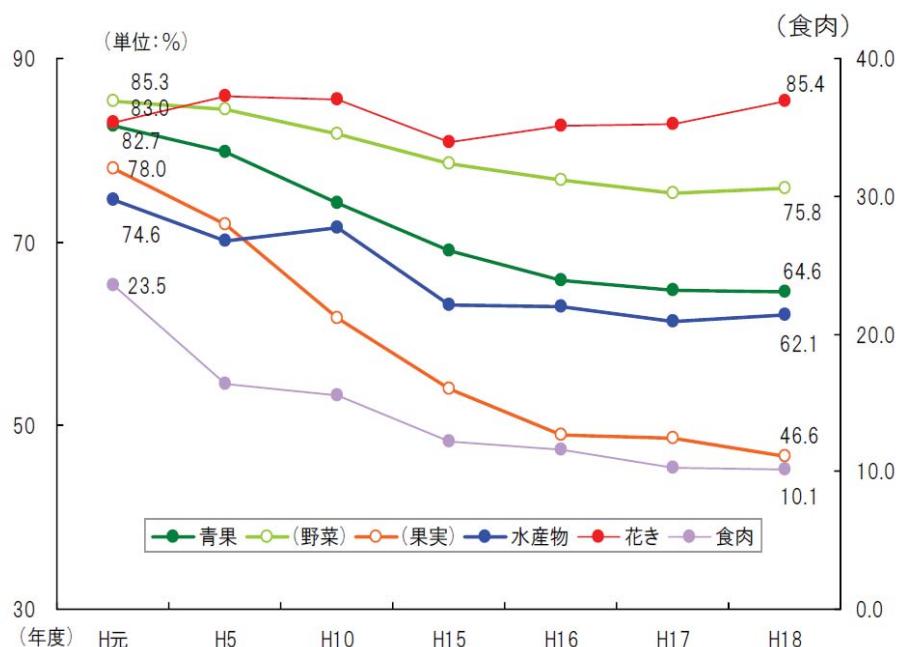
(出典：農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会 資料」)

②卸売市場の動向

卸売市場経由率の推移及び卸売市場数・卸売業者数の推移は、以下のとおりとなっている。

青果・水産物の6割強程度が卸売市場を経由しているが、市場外流通の増加や流通量に占める輸入品の割合が増加していること等により、市場経由率は低下傾向にある。また、卸売市場数・卸売業者数についても、減少傾向にある。

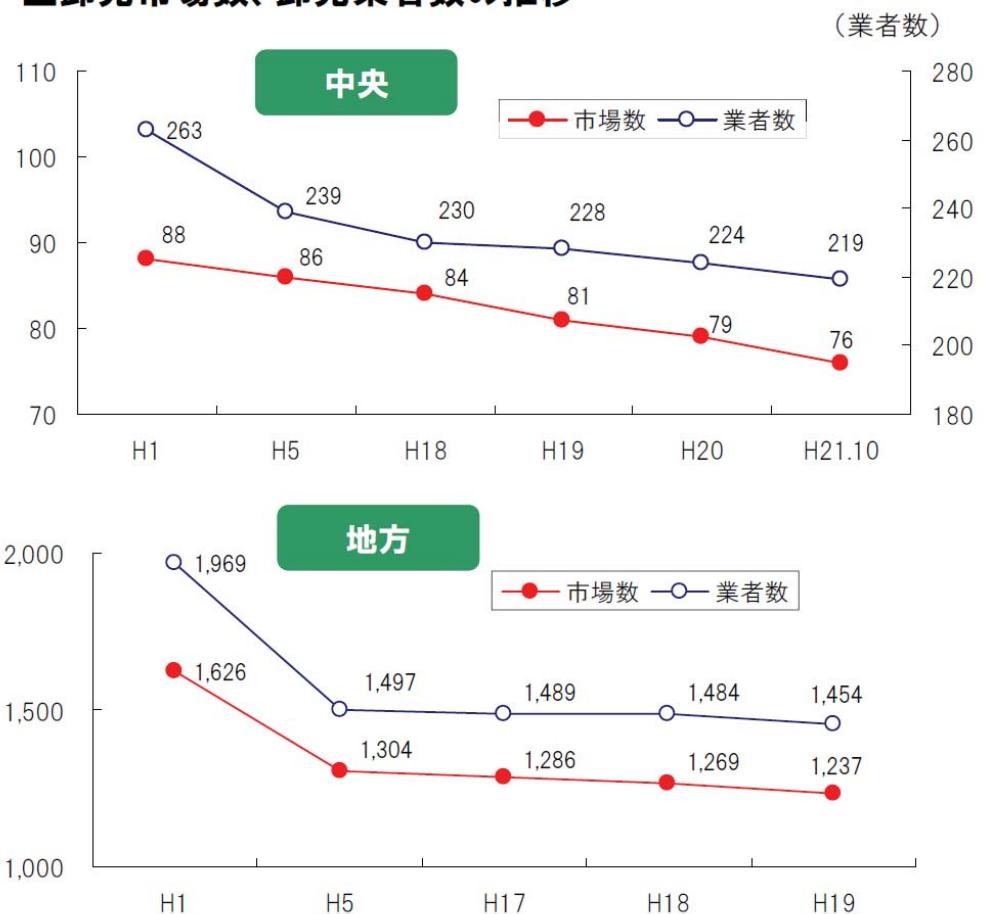
■卸売市場経由率の推移(重量ベース、推計)



※ 卸売市場経由率は、国内で流通した加工品を含む国産及び輸入青果物、水産物等のうち卸売市場（水産物についてはいわゆる産地市場の取扱量は除く）を経由したもののが数量割合（花きについては金額割合）の推計値。

（出典：農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会 資料」）

■卸売市場数、卸売業者数の推移



(出典：農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会 資料」)

③取扱金額の推移

中央及び地方卸売市場の取扱金額の推移は以下のとおりとなっている。

中央卸売市場における全体の取扱金額は減少傾向にある。項目別に見ると、青果及び水産物では減少傾向で推移している一方、食肉、花きは近年微増傾向にある。地方卸売市場における取扱金額についても、長期的には減少傾向で推移している。

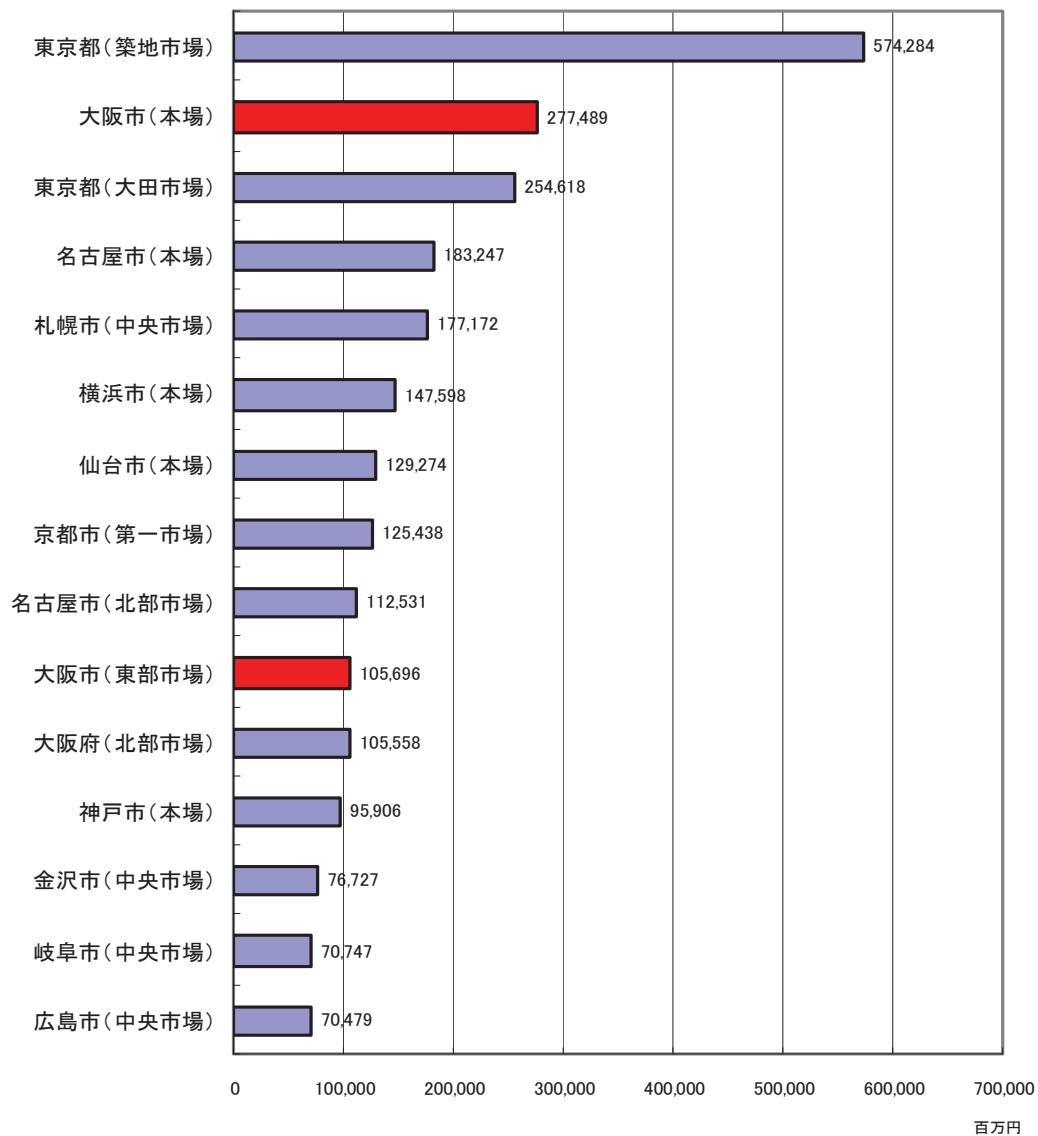
■取扱金額の推移(単位:億円)



(出典：農林水産省「卸売市場の将来方向に関する研究会 資料」)

④全国の中央卸売市場における大阪市の地位

全国の中央卸売市場における大阪市の地位としては、平成 19 年の取扱高ベースで本場が東京都の築地市場に次ぐ第 2 位、東部市場は第 10 位となっている。



(2) 大阪市近隣市場の動向

①近隣市場の開設区域

大阪府下には、本場・東部市場の他、大阪府中央卸売市場（北部市場）があり、また、周辺地域には他府県の中央卸売市場や地方卸売市場がある。大阪市及びその近隣における中央卸売市場の開設区域は、次のとおりとなっている。

【大阪市及びその近隣市場の開設区域】

市場名	開設区域
大阪市中央卸売市場	大阪市、堺市、豊中市、吹田市、守口市、八尾市、松原市、大東市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市
大阪府中央卸売市場	三島地域、北河内地域、豊能地域等
神戸市中央卸売市場	神戸市域
京都市中央卸売市場	京都市域
姫路市中央卸売市場	姫路市域
奈良県中央卸売市場	奈良市、天理市、橿原市
和歌山市中央卸売市場	和歌山市域

開設区域とは、農林水産大臣が指定した、中央卸売市場整備計画において定められた中央卸売市場を開設することが必要と認められる都市及びその周辺の地域であつて、その区域内における生鮮食料品等の流通事情に照らしその区域を一体として生鮮食料品等の流通の円滑化を図る必要があると認められる一定の区域をいう（「市場法」第7条第1項）。

中央卸売市場は、市場法に基づき地方公共団体が、農林水産大臣の指定する開設区域内に、農林水産大臣の認可を受けて開設するものであり、開設区域内における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点となっている。

②各市場の供給先

大阪府下3市場の生鮮食料品等の供給地域としては、おおむね次のとおりである。

まず本場は、西日本の中心的な市場として近畿圏全体に生鮮食料品の安定供給を行っており、東部市場は大阪府の大阪市内及び東大阪・南大阪地域を主な供給先としている。また、府の北部市場は、大阪府の北摂地域を供給先としている。市場全体としての取扱量は、緩やかな減少傾向にあるが、棲み分けをしながら3市場ともその役割を果たしている。

【本場・東部市場の供給状況】

地域	本 場	東部市場
大阪市内	29.3%	41.0%
大阪府下	27.2%	38.2%
他都市	近畿	29.8%
	その他	13.7%
	計	43.5%
		20.8%

(出典：平成20年大阪市中央卸売市場年報)

(3) 大阪府の検討状況

大阪府の戦略本部会議において、大阪府中央卸売市場の現状と課題について検討がなされている。

平成 21 年 9 月 24 日付けで公表された「大阪府中央卸売市場の現状と課題」（戦略本部会議 討議用資料）の内容は以下のとおりである。

まず、現状を把握するため、卸売市場を取り巻く概況の分析、大阪府中央卸売市場が置かれているポジションについて検討。
↓
次に、府市場の取引状況、経営状況等について分析。
↓
最後に、上記を踏まえたうえで、府市場が目指すべき方向性について検討。

「戦略本部会議 討議用資料」によると、今後の方向性として次の 5 つの選択肢が示されている。

選択肢	課題	10 年間の府費負担（注）
消極的取組み	現状維持	・ 電気設備改修、耐震化工事の必要性 ・ 将来、市場会計は資金ショートの可能性
	移譲	・ 調整に時間がかかる他、譲渡対価の問題等から実現困難 ・ たとえ実現しても、運営改善効果はほとんどない
	閉鎖	・ 業界への波紋 ・ 場内業者の理解 ・ 出荷者の理解
積極的取組み	最先端の卸売市場を目指す	・ コールドチェーン対応などに多額の投資が必要
	運営形態の変更による経営効率化（指定管理者の導入・地方卸売市場への転換）	・ 「中央」の看板を失うことにより集荷力が低下するという意見あり ・ 場内業者の理解・協力 ・ 「現状維持」に比べると収益の維持・向上の可能性あり

※ 「10 年間の府費負担」は、閉鎖の場合は閉鎖コスト、その他については期間内の一般会計繰出金の合計（金額は、取り組み実施時期により変動する）。

（出典：「大阪府中央卸売市場の現状と課題」戦略本部会議 討議用資料）

さらに 5 つの選択肢の中で、必要な機能を残しつつ、過剰な財政負担を避けられ、実現可能性が高いという理由で、経営効率の改善に向けた取組みを進めながら、「指定管理者の

導入・地方市場への転換」を目指すことが最善と考える、と結論付けており、これら運営形態の変更がもたらす効果として、以下の点が挙げられている。

方 法	内 容	直接的効果	副次的効果
指定管理者の導入	利用料金制により、日常管理運営を委託 ・使用許可 ・使用料収受 ・設備保守管理 ・ゴミ収集・搬出 ・日常的修繕 等	<ul style="list-style-type: none"> ・民間ノウハウの導入による、より効率的な運営が実現可能 ・指定管理者の裁量拡大により市場運営を柔軟化 ・指定管理者へのインセンティブ付与により稼働率を向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・場内業者の自立性向上 ・競争促進により、大型・先進的な業者を集積 ・最先端の顧客ニーズに適合した施設への転換を促進
地方卸売市場への転換	規制の緩和により、開設者・場内業者の業務の軽減が可能	<ul style="list-style-type: none"> ・各種取引規制（相対取引、直荷引、第三者販売、商物一致等）、各種届出・報告義務の撤廃 ・指導監督に要する府職員の削減 ・場内業者、顧客のニーズに応じた柔軟な運営（使用料の彈力化、施設使用形態の柔軟化） 	

(出典：「大阪府中央卸売市場の現状と課題」戦略本部会議 討議用資料)

4. 資金不足比率の定義

資金不足比率とは、公営企業ごとに算定した資金不足額の事業規模に対する比率をいう。算式は以下のとおりである。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{①資金の不足額}}{\text{②事業の規模}}$$

①資金の不足額について

- ・法適用企業=（流動負債+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額
- ・法非適用企業=（繰上充用額+支払繰延額・事業繰越額+建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

- ※ 解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。
- ※ 宅地造成事業を行う公営企業については、土地の評価に係る流動資産の算定等に関する特例がある。

②事業の規模について

- ・法適用企業=営業収益の額－受託工事収益の額
- ・法非適用企業=営業収益の額－受託工事収益に相当する収入の額

- ※ 指定管理者制度（利用料金制）を導入している公営企業については、営業収益の額に関する特例がある。
- ※ 宅地造成事業のみを行う公営企業の事業の規模については、「事業経営のための財源規模」（調達した資金規模）を示す資本及び負債の合計額とする。

5. 監査委員による決算審査等の実施状況及び指摘事項

(1) 大阪市健全化判断比率等審査意見書

平成 21 年 9 月 1 日に、大阪市監査委員から大阪市長へ「平成 20 年度大阪市健全化判断比率等審査意見の提出について」が提出された。

それによると、「資金不足比率については、中央卸売市場事業会計において 198.7%（前年度 194.0%）となっており、経営健全化基準（20.0%）を上回っていることから、平成 21 年度内に経営健全化計画を定めなければならない。当該計画の基づき経営健全化を着実に達成されたい。」という旨の意見が付されていた。

(2) 大阪市公営・準公営企業会計決算審査意見書

平成 21 年 9 月 1 日に、大阪市監査委員から大阪市長へ「平成 20 年度大阪市公営・準公営企業会計決算審査意見書の提出について」が提出された。

それによると、「当年度の経常損失額は、前年度に比べて減少したものの、依然として人件費額とほぼ等しく、減価償却費及び企業債利息で費用の過半を占めることから早期に単年度の黒字を達成するためには、人件費及びその他の費用の削減だけでなく、未利用施設の解消などによる施設使用料等の収益の増加が必要である。また、新たな資本費負担を少なくするため、現在実施している東部市場再整備においては常に総事業費等の縮減に努めるなど過剰な投資とならないよう十分配慮することが必要である。一方、前年度末において 125 億円を超えていた不良債務は、当年度も資本費平準化債を 26 億円余り発行して資金不足を補ったものの、建設改良事業に伴う長期前払金の発生などにより前年度末に比べてわずかに増加し、当年度末で 126 億円を超えている。そのため、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく中央卸売市場事業会計の資金不足比率は 198.7%（前年度 194.0%）となり、平成 21 年度内に経営健全化計画を定めなければならない。今後は、当該計画を適切に定め、経営健全化を着実に達成されたい。」という旨の意見が付されていた。

以上